

議 案 参 考 資 料

令和 6 年 6 月 定例会

(目 次)

○大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第 3 5 号議案関係） ……	(1)
○大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）（第 3 5 号議案関係） …	(2)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要（第 3 6 号議案関係） ……	(3)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和 4 9 年大村市条例第 2 5 号）（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 3 6 号議案関係） ……	(4)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和 5 1 年大村市条例第 2 4 号）（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 3 6 号議案関係） ……	(5)
○大村市税条例（新旧対照表）（第 3 7 号議案関係） ……	(6)
○大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）（第 3 8 号議案関係） …	(8)
○大村市手数料条例の改正概要（第 3 9 号議案関係） ……	(9)
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第 3 9 号議案関係） ……	(1 1)
○大村市総合運動公園平面図（第 4 0 号議案関係） ……	(1 4)
○大村市体育施設条例（新旧対照表）（第 4 0 号議案関係） ……	(1 5)
○消防ポンプ自動車図面（第 4 1 号議案関係） ……	(1 6)
○物品等入札状況調書（第 4 1 号議案関係） ……	(1 7)
○長崎県後期高齢者医療広域連合規約（新旧対照表）（第 4 2 号議案関係） …	(1 8)
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第 4 3 号議案～第 4 6 号議案関係） ……	(1 9)
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事）（第 4 3 号議案関係） ……	(2 1)
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事）（第 4 4 号議案関係） ……	(2 2)
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事）（第 4 5 号議案関係） ……	(2 3)
○工事請負契約の変更について（大村市立放虎原小学校 1 棟長寿命化改良建築	

工事) (第46号議案関係)	(24)
○惣原踏切位置図(第47号議案関係)	(25)
○惣原踏切平面図・側面図・断面図(第47号議案関係)	(26)
○大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要(第48号議案関係) ...	(27)
○大村市税条例(新旧対照表)(第1条関係)(第48号議案関係)	(28)
○大村市都市計画税条例(新旧対照表)(第2条関係)(第48号議案関係)	(58)
○大村市国民健康保険条例の改正概要(第49号議案関係)	(62)
○大村市国民健康保険条例(新旧対照表)(第49号議案関係)	(63)
○広域農道の除草作業における樹木の誤伐採について(報告第3号関係)	(65)
○大村市環境センターにおける自動車破損事故について(報告第4号関係) ...	(67)
○公用車の物損事故について(報告第5号関係)	(69)

大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第 35 号議案関係）

1 改正の理由

消防団員等の公務災害に対する損害補償の算定の基礎となる日額（以下「補償基礎額」という。）については、消防組織法等の規定により、その基準を定める政令に従い条例で定めることとされている。当該政令が改正されたことに伴い、本条例も同様に改正するものである。

2 改正の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を次のとおり引き上げる。

階級	勤務年数	改正前	改正後	差額
団長及び副団長	10 年未満	12,440 円	12,500 円	60 円
	10 年以上 20 年未満	13,320 円	13,350 円	30 円
	20 年以上	14,200 円	14,200 円	—
分団長及び副分団長	10 年未満	10,670 円	10,800 円	130 円
	10 年以上 20 年未満	11,550 円	11,650 円	100 円
	20 年以上	12,440 円	12,500 円	60 円
部長、班長及び団員	10 年未満	8,900 円	9,100 円	200 円
	10 年以上 20 年未満	9,790 円	9,950 円	160 円
	20 年以上	10,670 円	10,800 円	130 円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。

3 施行期日

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用）

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正後	改正前																																						
(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9, 1 0 0 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 略 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>1 0 年未満</th><th>1 0 年以上 2 0 年未満</th><th>2 0 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>1 2, 5 0 0 円</td><td>1 3, 3 5 0 円</td><td>1 4, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>1 0, 8 0 0 円</td><td>1 1, 6 5 0 円</td><td>1 2, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9, 1 0 0 円</td><td>9, 9 5 0 円</td><td>1 0, 8 0 0 円</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団長及び副団長	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 5 0 円	1 4, 2 0 0 円	分団長及び副分団長	1 0, 8 0 0 円	1 1, 6 5 0 円	1 2, 5 0 0 円	部長、班長及び団員	9, 1 0 0 円	9, 9 5 0 円	1 0, 8 0 0 円	(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8, 9 0 0 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 略 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>1 0 年未満</th><th>1 0 年以上 2 0 年未満</th><th>2 0 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>1 2, 4 4 0 円</td><td>1 3, 3 2 0 円</td><td>1 4, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>1 0, 6 7 0 円</td><td>1 1, 5 5 0 円</td><td>1 2, 4 4 0 円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8, 9 0 0 円</td><td>9, 7 9 0 円</td><td>1 0, 6 7 0 円</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団長及び副団長	1 2, 4 4 0 円	1 3, 3 2 0 円	1 4, 2 0 0 円	分団長及び副分団長	1 0, 6 7 0 円	1 1, 5 5 0 円	1 2, 4 4 0 円	部長、班長及び団員	8, 9 0 0 円	9, 7 9 0 円	1 0, 6 7 0 円
階級		勤務年数																																					
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団長及び副団長	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 5 0 円	1 4, 2 0 0 円																																				
分団長及び副分団長	1 0, 8 0 0 円	1 1, 6 5 0 円	1 2, 5 0 0 円																																				
部長、班長及び団員	9, 1 0 0 円	9, 9 5 0 円	1 0, 8 0 0 円																																				
階級	勤務年数																																						
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団長及び副団長	1 2, 4 4 0 円	1 3, 3 2 0 円	1 4, 2 0 0 円																																				
分団長及び副分団長	1 0, 6 7 0 円	1 1, 5 5 0 円	1 2, 4 4 0 円																																				
部長、班長及び団員	8, 9 0 0 円	9, 7 9 0 円	1 0, 6 7 0 円																																				

大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要（第 36 号議案関係）

1 改正の理由

昭和 37 年 11 月 30 日以前に退職した職員又はその遺族に支給する年金（普通退隠料及び扶助料）の額については、恩給法の規定による恩給の額に準じて条例で規定している。恩給の改定率を定める政令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

普通退隠料の受給資格を有する職員が昭和 37 年 11 月 30 日以前に死亡した場合に、その遺族に対して支給する扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を、次のとおり引き上げる。

区分	改正前	→	改正後	差額
最低保障額（年額）	792,000 円		813,400 円	21,400 円
寡婦加算額（年額）	152,800 円		156,000 円	3,200 円

3 施行期日

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

改正後	改正前																								
附 則 1 ～ 5 略 (長期在職者等の退隠料年額についての特例) 6 普通退隠料又は扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和6年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 <table><tr><th>普通退隠料又は扶助料</th><th>普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>扶助料</td><td>在職15年以上</td><td>813,400円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 7 ～ 1 1 略 附則別表 (附則第2項関係) 略	普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略			扶助料	在職15年以上	813,400円	略			附 則 1 ～ 5 略 (長期在職者等の退隠料年額についての特例) 6 普通退隠料又は扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成12年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 <table><tr><th>普通退隠料又は扶助料</th><th>普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>扶助料</td><td>在職15年以上</td><td>792,000円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 7 ～ 1 1 略 附則別表 (附則第2項関係) 略	普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略			扶助料	在職15年以上	792,000円	略		
普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略																									
扶助料	在職15年以上	813,400円																							
略																									
普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略																									
扶助料	在職15年以上	792,000円																							
略																									

改正後	改正前
附 則 1・2 略 （扶助料の年額に係る加算の特例） 3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、156,000円を加えるものとする。 3の2～7 略 附則別表（附則第2項関係） 略	附 則 1・2 略 （扶助料の年額に係る加算の特例） 3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、152,800円を加えるものとする。 3の2～7 略 附則別表（附則第2項関係） 略

大村市税条例（新旧対照表）

改正後	改正前
第36条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させることを	第36条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させることを

改正後	改正前
証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略

大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 広域連合条例附則第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略	(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略

大村市手数料条例の改正概要（第 39 号議案関係）

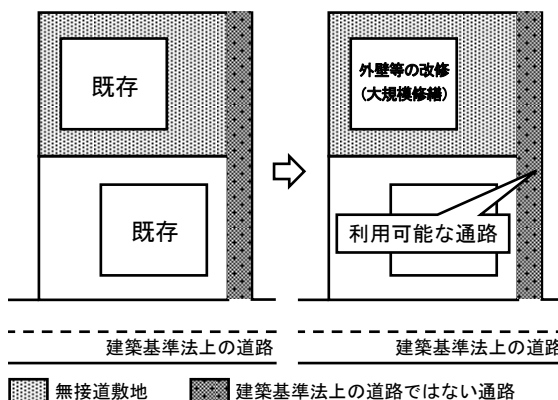
1 改正の理由

現存する建築物のうち、建築基準法（以下「法」という。）が適用される以前（昭和 25 年以前）の建築物及び建築時点で法等に基づく建築基準を満たす建築物で、その後の法の改正等により当該基準を満たさず、不適格となっている状態のもの（以下「既存不適格の建築物」という。）については、現行の基準が適用されないが、改築等の建築行為を行った場合には、現行の基準が適用される。

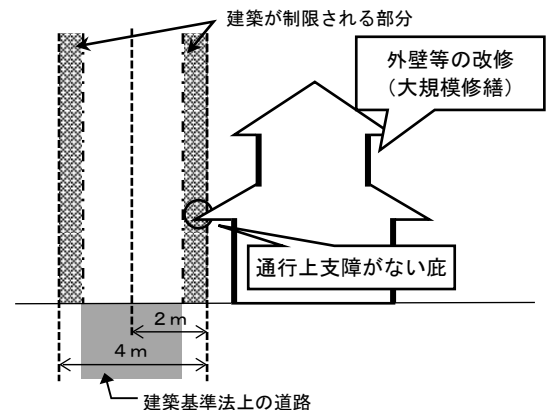
法の改正により、大規模の修繕（※1）又は大規模の模様替（※2）を行う既存不適格の建築物については、特定行政庁（※3）の「認定」を受けることにより接道規制（※4）及び道路内建築制限（※5）の適用を除外することができることとなった。

建築基準法施行令の改正により、この「認定」に係る事務が市町村の長の事務とされたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、条例の改正を行うものである。

<接道規制が不適格の例>



<道路内建築制限が不適格の例>



- ※1 大規模の修繕とは、建築物の主要な構造部（柱、壁、屋根等）のうち、1つ以上のものについて既存のものと同一材質を用いて修繕を行うことをいう。
- ※2 大規模の模様替とは、建築物の主要な構造部（柱、壁、屋根等）のうち、1つ以上のものについて既存のものと異なる材質を用いて修繕を行うことをいう。
- ※3 特定行政庁とは、建築主事を置く市町村の区域にあっては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域にあっては都道府県知事をいう。
- ※4 接道規制とは、法第42条に規定する道路に建築物の敷地が2メートル以上接していなければならないことをいう。
- ※5 道路内建築制限とは、建築物の軒等が、道路内に突き出すことのないように建築しなければならないことをいう。

2 改正の内容

上記の認定の申請に対する審査に係る手数料は、1件につき27,000円とする。

3 施行期日

公布の日

大村市手数料条例（新旧対照表）

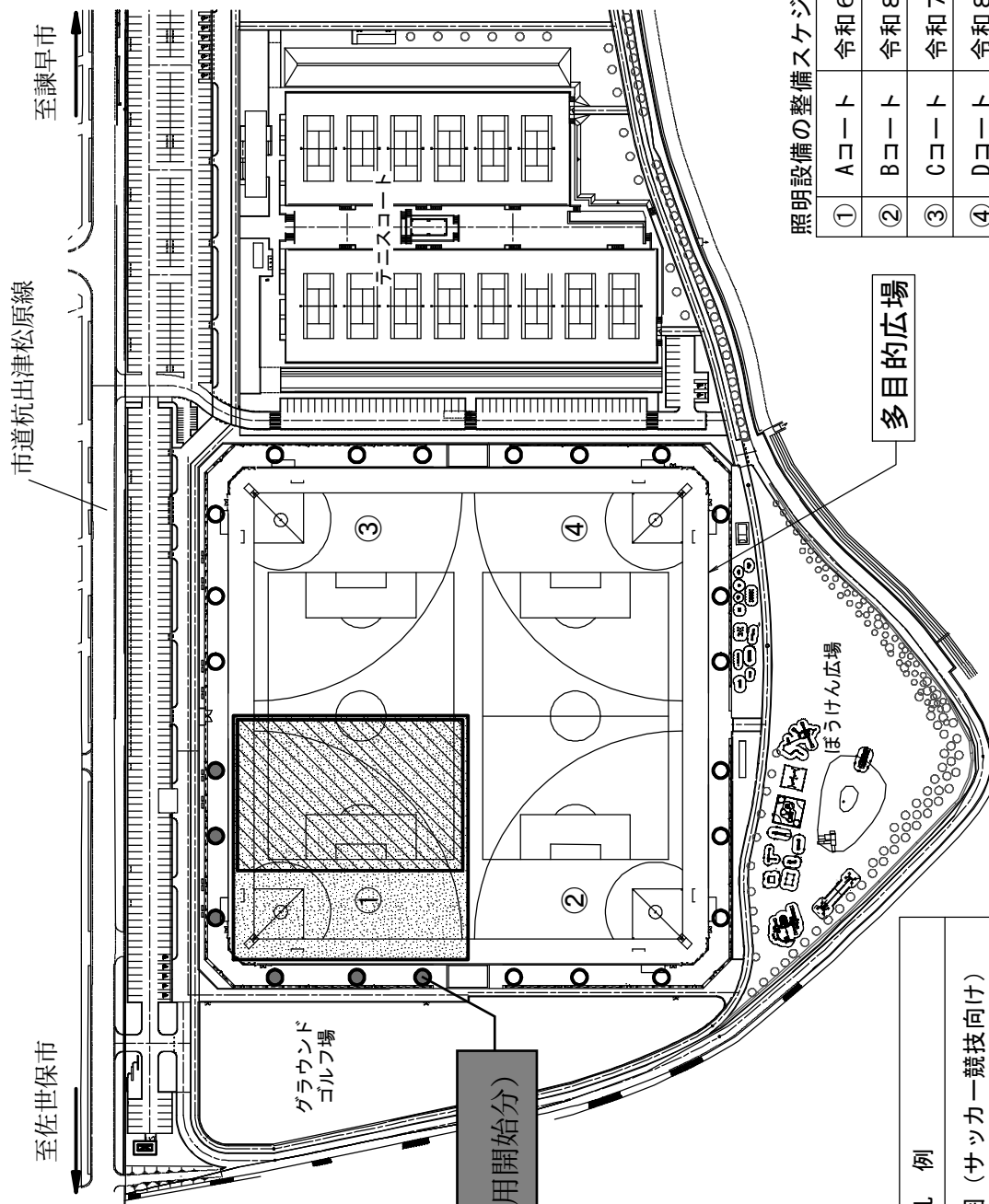
改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
項	手数料を徴収する事項		手数料の額	項	手数料を徴収する事項		手数料の額
	手数料の名称	手数料を徴収する事務			手数料の名称	手数料を徴収する事務	
略				略			
13	既存の1の建築物について2以上の工事を行う場合の認定を受けるための申請手数料	法第86条の規定に基づく建築物の1の建築物について2以上の工事を行う場合の認定を受けるための申請手数料	1件につき 27,000円	13	既存の1の建築物について2以上の工事を行う場合の認定を受けるための申請手数料	法第86条の規定に基づく建築物の1の建築物について2以上の工事を行う場合の認定を受けるための申請手数料	1件につき 27,000円
13の2	既存建築物の修繕又は大規模な模様替に對する建築物の敷地と道路との關係に關する規定の適用除外に係る申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第38号。以下「政令」という。）第137条の1第2項の規定に基づく既存建築物の修繕又は大規模な模様替に對する申請手数料	1件につき 27,000円				

改正後		改正前			
	対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る申請に認める審査				
13の3	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に對する建築物の適用除外に認める手数料	政令第137条の1第7項に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に對する道路内の建築物の適用除外に認める申請に對する審査	1件につき	27,000円	
略		略			
20	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第34条第1項の建築物	略		

改正後	改正前
エネルギー消費向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費向上計画をいう。）の認定申請（併せて建築物消費性能向上法第35条第2項の規定による審査を行う場合を除く。）に対する審査 略	エネルギー消費向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費向上計画をいう。）の認定申請（併せて建築物消費性能向上法第35条第2項の規定による審査を行う場合を除く。）に対する審査 略
備考 1 略 2 この表の1の項の1棟については、政令第81条第4項の規定によりそれぞれの建築物とみなされる建築物の部分の場合にあっては、当該建築物の部分をもって1棟とする。 3～10 略	備考 1 略 2 この表の1の項の1棟については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第4項の規定によりそれぞれの建築物とみなされる建築物の部分の場合にあっては、当該建築物の部分をもって1棟とする。 3～10 略

平面図

大村市総合運動公園



照明設備の整備スケジュール

①	Aコート	令和6年7月完成予定
②	Bコート	令和8年3月完成予定
③	Cコート	令和7年3月完成予定
④	Dコート	令和8年3月完成予定

多目的広場

ほうけん広場

凡 例

A 照明範囲 (サッカー競技向け)

B 照明範囲 (ソフトボール競技向け)

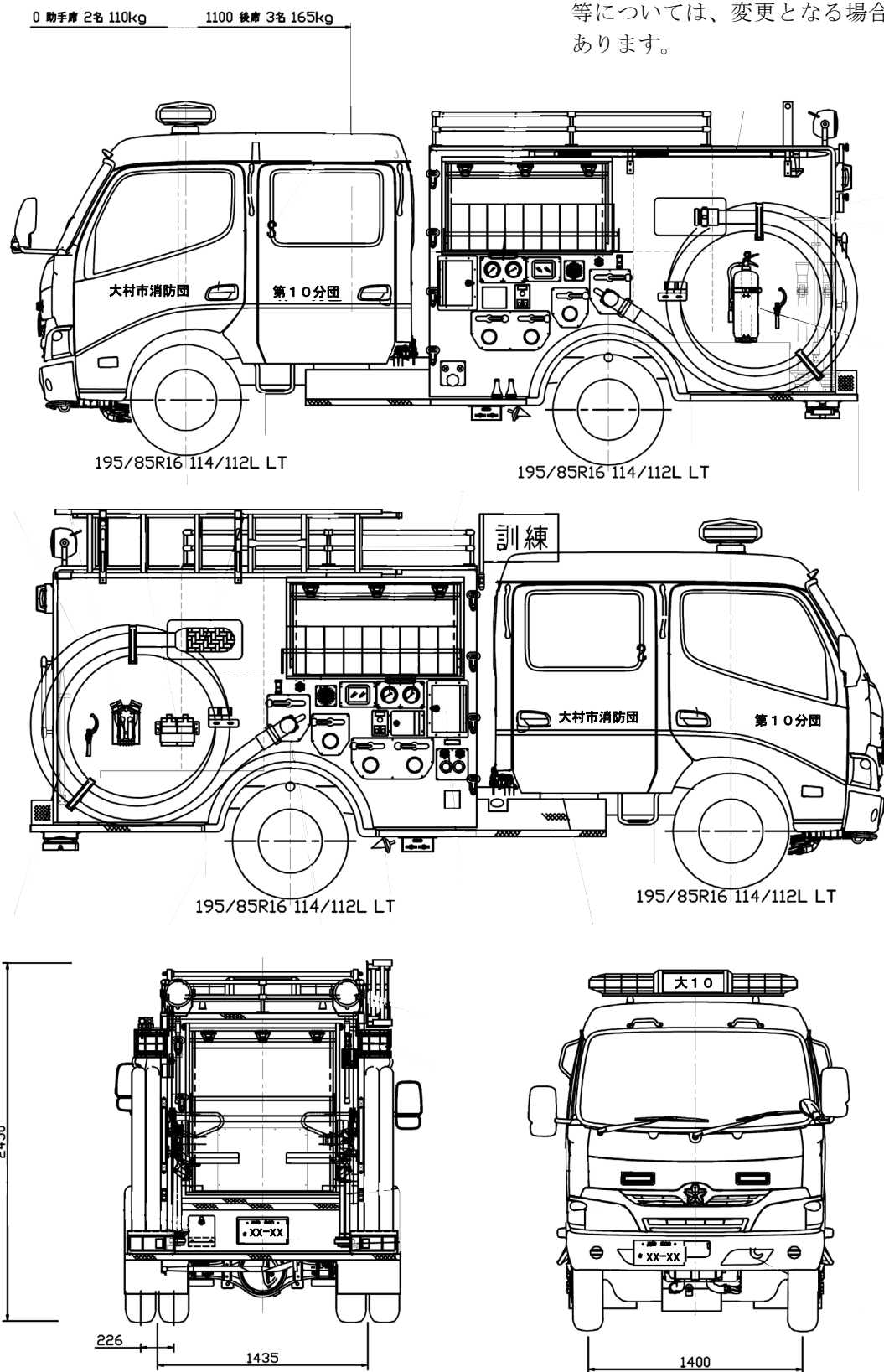
照明設備
(令和6年7月供用開始分)

大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後	改正前																							
別表第 2（第 9 条関係） 1 ～ 6 略 7 大村市総合運動公園の使用料	別表第 2（第 9 条関係） 1 ～ 6 略 7 大村市総合運動公園の使用料																							
<table><tr><th>施設名</th><th>施設使用料</th><th colspan="2">附属設備使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">多目的広場</td><td rowspan="2">1コート30分につき 300円</td><td>A照明</td><td>1コート30分につき 600円</td></tr><tr><td>B照明</td><td>1コート30分につき 950円</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	施設名	施設使用料	附属設備使用料		多目的広場	1コート30分につき 300円	A照明	1コート30分につき 600円	B照明	1コート30分につき 950円	略				<table><tr><th>施設名</th><th>施設使用料</th><th>附属設備使用料</th></tr><tr><td>運動広場</td><td>1コート30分につき 300円</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	施設名	施設使用料	附属設備使用料	運動広場	1コート30分につき 300円		略		
施設名	施設使用料	附属設備使用料																						
多目的広場	1コート30分につき 300円	A照明	1コート30分につき 600円																					
		B照明	1コート30分につき 950円																					
略																								
施設名	施設使用料	附属設備使用料																						
運動広場	1コート30分につき 300円																							
略																								
備考	備考																							
1 「A照明」とは、サッカー競技向けの照明をいい、「B照明」とは、ソフトボール競技向けの照明をいう。	1 略																							
2 略	2 略																							
3 略	3 略																							
4 略																								

消防ポンプ自動車図面

※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。



物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和 6 年 4 月 2 4 日（水） 午前 1 0 時 3 0 分 市役所第 6 会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	23,300,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	22,700,000			落札
3	(株)ツクモ	2	23,300,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	5	24,000,000			
5	(株)サン・クリエイト		—			辞退
6	ユニオン防災	4	23,800,000			

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和 6 年 4 月 2 4 日

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

大村市長 園田 裕史

長崎県後期高齢者医療広域連合規約（新旧対照表）

変更後		変更前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
1 被保険者の資格の管理に関する事務	区分	市町において行う事務	(1) 申請及び届出の受付
			(2) 資格確認書等の引渡し
			(3) 資格確認書等の返還の受付
2 医療給付に関する事務	区分	市町において行う事務	(4) 上記事務に付随する事務
			(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
3 保険料の賦課に関する事務	区分	市町において行う事務	(2) 上記事務に付随する事務
			(1) 保険料に関する申請の受付
	区分	市町において行う事務	(2) 上記事務に付随する事務
			(1) 保険料の賦課に関する事務

大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

■中学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	788,678,000	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		屋内運動場改築設備工事 ほか1件	75,186,100	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		令和11年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 武道場（長寿命化改修）		
2	郡	武道場大規模改造工事 （屋内）ほか3件	（変更前）86,675,600 （変更後）87,646,900	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日 ほか
		令和7年以降予定 屋内運動場（改築） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
3	玖 島	令和6年以降予定 校舎（大規模改造） 令和9年以降予定 屋内運動場（改築） 令和14年以降予定 武道場（大規模改造）		
4	大 村	令和12年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修及び大規模改造） 武道場（大規模改造）		
5	萱 瀬	令和13年以降予定 屋内運動場（改築）		
6	桜が原	令和13年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和14年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修及び大規模改造） 武道場（大規模改造）		

■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	福 重	校舎改築建築工事	1,452,000,000	令和5年10月3日～ 令和6年12月10日
		校舎改築設備工事	223,531,000	
		校舎改築電気工事	166,746,800	
		令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
2	放虎原	南校舎棟長寿命化改良建築工事	（変更前）502,700,000	令和5年10月3日～ 令和6年11月29日
			（変更後）521,320,800	
		長寿命化改良設備工事	（変更前）212,575,000	令和5年10月3日～ 令和6年12月13日
			（変更後）246,539,700	
		長寿命化改良電気工事	（変更前）200,076,800	令和5年10月3日～ 令和6年12月13日
			（変更後）210,329,900	
		1棟長寿命化改良建築工事	（変更前）443,135,000	令和5年12月26日～ 令和6年12月13日
			（変更後）469,357,900	

		渡り廊下棟増築建築工事	116,245,800	令和6年2月8日～ 令和6年12月20日
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
3	鈴 田	大規模改造工事（屋内） ほか4件	（変更前）308,876,700	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
			（変更後）325,894,800	
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
4	旭が丘	令和 7 年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修）		
5	三 城	令和 7 年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
6	東大村	令和 9 年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和10年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
7	富の原	令和 9 年以降予定 校舎、屋内運動場（長寿命化改修） 令和11年以降予定 校舎の一部（大規模改造） 令和14年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		
8	中 央	令和 9 年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
9	大 村	令和11年以降予定 屋内運動場（改築） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
10	黒 木	令和11年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎（長寿命化改修）		
11	萱 瀬	令和13年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（改築）		
12	西大村	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
13	竹 松	令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造） 屋内運動場（改築）		
14	松 原	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
15	三 浦	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		

工事請負契約の変更について（第４３号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 岡山建設・小森組・里脇製作所特定建設工事共同企業体
代表者 大村市杭出津３丁目４１８番地１
岡山建設株式会社
代表取締役 岡山 修
- 3 主な変更理由 放虎原小学校におけるトイレの洋式化に係る改修工事を追加するため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和５年９月２９日議決)	<u>502,700,000 円</u>	—	令和５年１０月３日から 令和６年１１月２９日まで
	↓		
今回変更契約	<u>521,320,800 円</u>	18,620,800 円	同上

工事請負契約の変更について（第 4 4 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事
- 2 契約の相手方 高瀬建設・谷野電機特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市岩松町 2 6 番地 1
 高瀬建設株式会社
 代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 放虎原小学校におけるトイレの洋式化に係る改修工事を追加するため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和 5 年 9 月 29 日議決)	<u>212,575,000 円</u>	—	令和 5 年 10 月 3 日から 令和 6 年 12 月 13 日まで
	↓		
今回変更契約	<u>246,539,700 円</u>	33,964,700 円	同上

工事請負契約の変更について（第４５号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事
- 2 契約の相手方 谷野・山本電器特定建設工事共同企業体
代表者 大村市協和町７７７番地８
株式会社谷野電機空調
代表取締役 谷野 幸司
- 3 主な変更理由 放虎原小学校におけるトイレの洋式化に係る改修工事を追加するため。

4 経 過

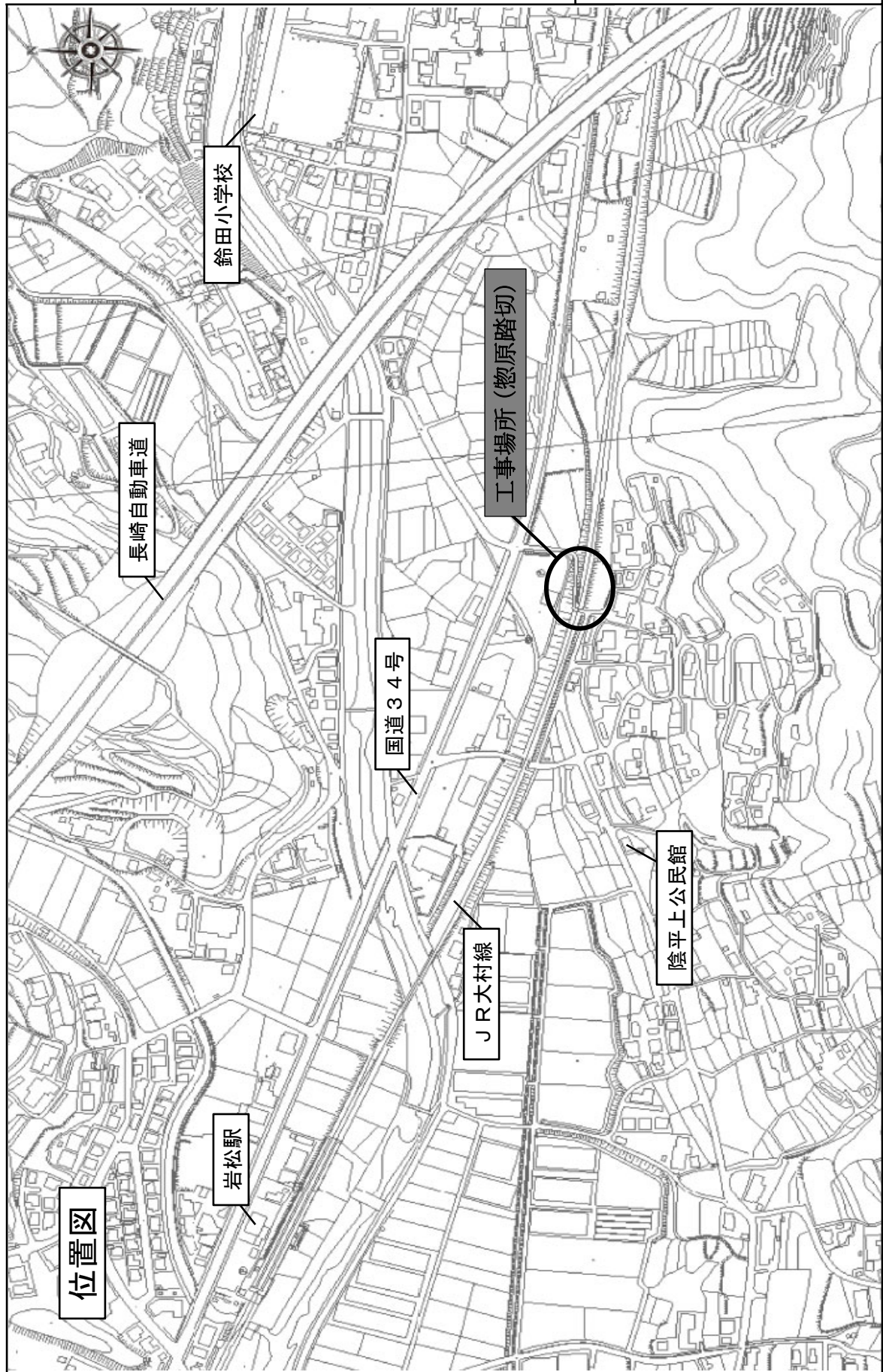
	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和５年９月２９日議決)	<u>200,076,800 円</u>	—	令和５年１０月３日から 令和６年１２月１３日まで
	↓		
今回変更契約	<u>210,329,900 円</u>	10,253,100 円	同上

工事請負契約の変更について（第４６号議案関係）

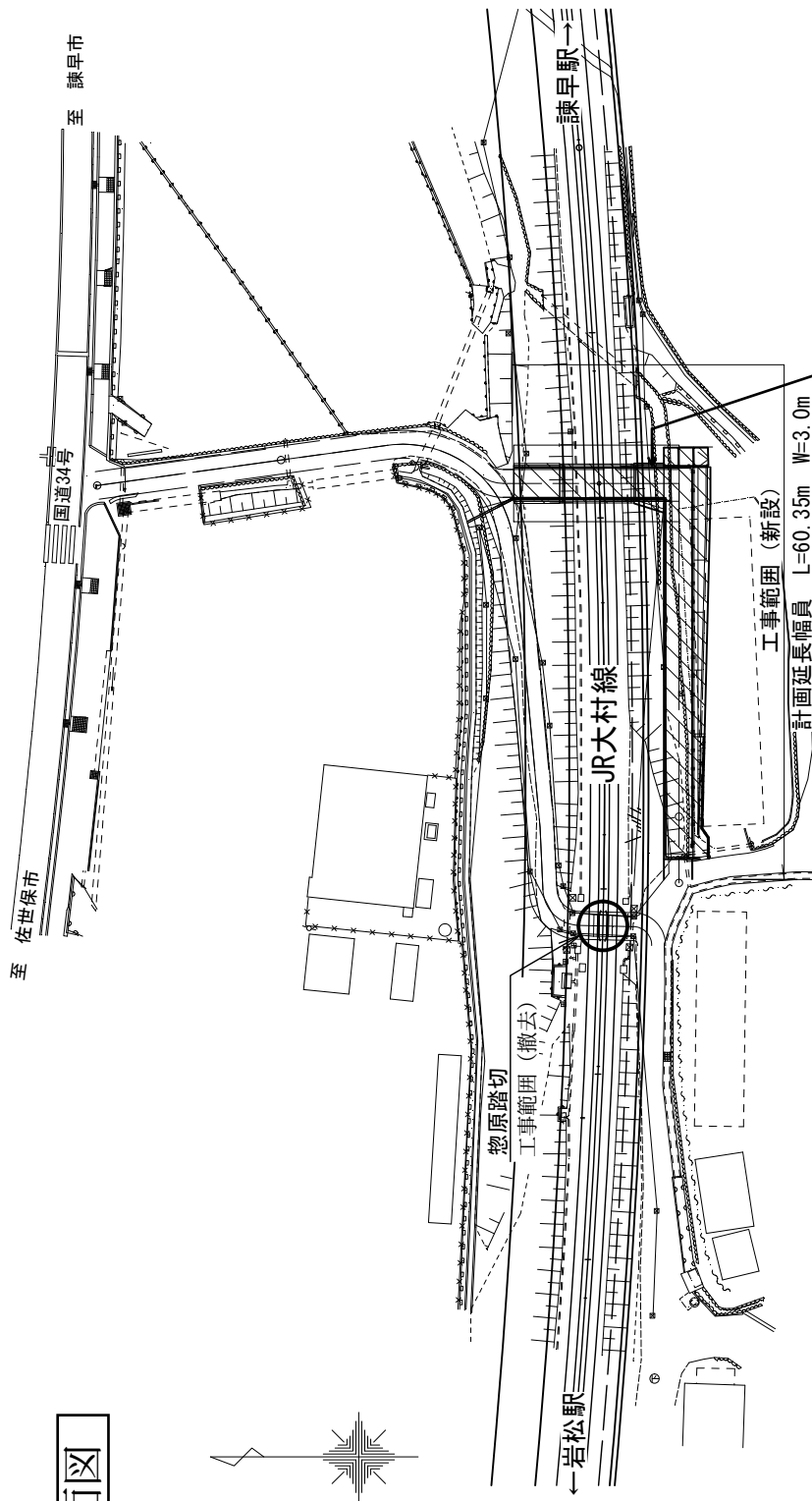
- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校１棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の相手方 高瀬・富永特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町２６番地１
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 放虎原小学校におけるトイレの洋式化に係る改修工事を追加するため。

4 経 過

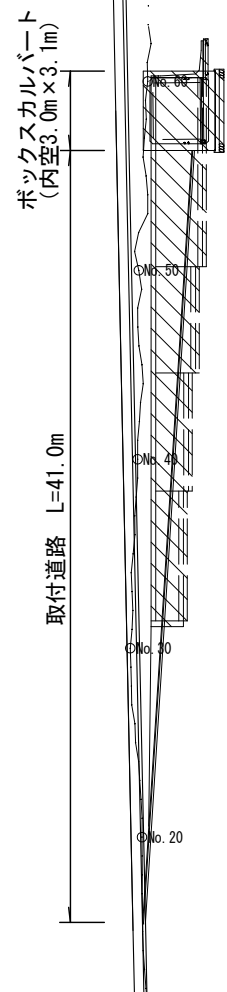
	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和５年１２月２１日議決)	<u>443,135,000 円</u>	—	令和５年１２月２６日から 令和６年１２月１３日まで
	↓		
今回変更契約	<u>469,357,900 円</u>	26,222,900 円	同上



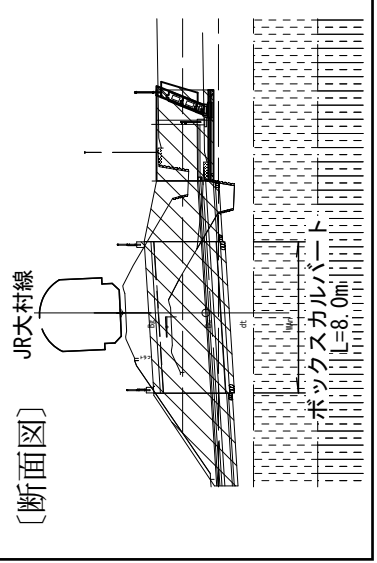
平面図



側面図



〔断面図〕



大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第４８号議案関係）

1 個人住民税の定額減税の実施

（税条例附則第１３項の１８から第１３項の２７までの規定関係）

令和６年度分の個人住民税の所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき１万円の減税を実施するもの

※ 納税者の令和５年中の合計所得金額が１，８０５万円以下の場合に限る。

＜定額減税の実施方法＞

徴収区分	主な対象者	減税の方法
給与からの特別徴収	給与所得者	令和６年６月分は徴収せず、減税後の税額を同年７月分から令和７年５月分までの１１か月で徴収
普通徴収	事業所得者等	第１期分（令和６年６月分）の税額から控除（第１期分で控除しきれない場合は、第２期分（同年８月分）以降の税額から順次控除）
公的年金からの特別徴収	公的年金受給者	令和６年１０月分の税額から控除（同月分で控除しきれない場合は、同年１２月分以降の税額から順次控除）

2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長

（税条例附則第５項から第６項までの規定及び第９項関係）（都市計画税条例附則第６項から第１２項までの規定関係）

現行：令和５年度まで  改正後：令和８年度まで

※ 従前から利用方法等に変更がない宅地等（商業地にあつては負担水準が６０％未満の土地に、商業地以外の宅地等にあつては負担水準が１００％未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が１００％未満の土地に限る。）については、評価額が急激に上昇した場合であっても、税の上昇が緩やかなものとなるよう前年度課税標準額に今年度の評価額の５％を加算した金額を今年度の課税標準額の上限とするもの

3 令和６年能登半島地震の被災者に係る個人市民税の特例措置

（税条例附則第１３項の３から第１３項の５までの規定関係）

令和６年能登半島地震により住宅、家財等の資産について損失が生じたときは、令和６年度分の個人市民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とするもの

4 その他の改正

所要の条文整理を行う。

5 施行期日

令和６年４月１日

大村市税条例（新旧対照表）（第 1 条関係）

改正後	改正前
(市民税の減免) 第 3 3 条 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第 5 1 条 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合であつて、当該年度の前年度において固定資産税の減免を受け、かつ、当該年度において引き続きその減免を受ける事由に変更がないと認めるとき、又は当該者が所有する固定資産が同項第 3 号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(5) 略 3 第 1 項の規定により、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	(市民税の減免) 第 3 3 条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第 5 1 条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号及び第 2 号の固定資産の所有者で、当該年度の前年度において固定資産税の減免を受け、かつ、当該年度において引き続きその減免を受ける事由に変更がないと市長が認めるものは、この限りでない。 (1)～(5) 略 3 第 1 項の規定により、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

改正後	改正前
(種別割の徴収の方法) 第 6 7 条 略 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 1 9 号）第 2 条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る種別割の徴収方法については、普通徴収又は証紙徴収の方法による。 3 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、その納期限前 1 0 日までに納税義務者に交付するものとする。 4 第 2 項の規定により種別割を証紙徴収の方法により納付しようとする納税義務者は、市が発行する証紙をもって当該種別割を払い込まなければならない。この場合において、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えることができる。 (特別土地保有税の減免) 第 1 2 6 条の 3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第 2 号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その	(種別割の徴収の方法) 第 6 7 条 略 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 1 9 号）第 2 条に規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る種別割の徴収方法については、証紙徴収の方法による。 (特別土地保有税の減免) 第 1 2 6 条の 3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その

改正後	改正前
の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資	第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資

改正後	改正前
産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5の6 地方税法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第4号) 附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 6 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略	産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5の6 地方税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第7号) 附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 6 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担調整率の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 (令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略
(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 7 略 8～8の3 略	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 7 略 8～8の3 略

改正後	改正前
(特別土地保有税の課税の特例) 9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。 9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 9の3～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2～10の13 略 10の14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。 10の15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	(特別土地保有税の課税の特例) 9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。 9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 9の3～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2～10の13 略 10の14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

改正後	改正前
10の16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10の17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10の18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の21 略	10の20 略
10の22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の25 略	10の24 略
10の26 略	10の25 略
(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)	(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)
10の27 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定す	10の26 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定す

改正後	改正前
る修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 10の28 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 10の29 略 10の30 略 10の31 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。 10の32 略 10の33 略	る修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 10の27 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 10の28 略 10の29 略

改正後	改正前
10の34 略 10の35 略 10の36 略 10の37 略	10の32 略 10の33 略 10の34 略 10の35 略
は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略	は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略
10の38 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	10の36 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
10の39 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	10の37 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
10の40 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長	10の38 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長

改正後	改正前
に提出しなければならぬ。 (1)～(6) 略 10の41 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(5) 略 10の42 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 10の43 略 11～13の2 略 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 13の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、附則第13項の5に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この	に提出しなければならぬ。 (1)～(6) 略 10の39 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(5) 略 10の40 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 10の41 略 11～13の2 略

改正後	改正前
項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第26条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の翌年度分の市民税に当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 13の4 前項前段の場合において、第26条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 13の5 附則第13項の3の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)に附則第13項の3の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 13の6 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 13の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を

改正後	改正前
除く。)と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 13の7 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(附則第13項の10)において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(附則第13項の9)において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 13の8 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の7」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の7」とする。 13の9 附則第13項の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 13の10 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人	除く。)と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 13の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(附則第13項の7)において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(附則第13項の6)において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 13の5 前項の規定の適用がある場合における第26条の7及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の4」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の4」とする。 13の6 附則第13項の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。 13の7 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の

改正後	改正前
の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の7の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 13の11 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第2項及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7第2項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の10」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の10」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 13の12 略 （個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等） 13の13 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び附則第13項の17において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び附則第13項の15において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例	市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 13の8 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第2項及び第26条の8第1項の規定の適用については、第26条の7第2項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13項の7」と、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13項の7」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 13の9 略 （個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等） 13の10 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び附則第13項の14において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び附則第13項の12において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例

改正後	改正前
通知書（次項から附則第13項の16までににおいて「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 13の14 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から附則第13項の16までににおいて「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 13の15 略 13の16 略 13の17 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項の15の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除） 13の18 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（附則第13項の20、附則第13項の22及び附則第13項の24において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条の3、第26条の5から第26条の8まで、附則第13項、附則第13項の10、附則第13項の12及び前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	通知書（次項から附則第13項の13までににおいて「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。 13の11 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から附則第13項の13までににおいて「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 13の12 略 13の13 略 13の14 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について附則第13項の12の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

改正後	改正前

13の19 前項の規定の適用がある場合における第26条の6第2項、第32条の5の5第1項及び附則第13項の12の規定の適用については、第26条の6第2項及び附則第13項の12中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。
 (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)
 13の20 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。
 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項にお

改正後	改正前
いて「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び附則第13項の22において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては不足しないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び附則第13項の22において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては不足しないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得	

改正後	改正前
た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははないものとし、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。 13の21 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 13の22 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（附則第13項の24において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第13項の18の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5	

改正後	改正前
	号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。以下この号及び附則第13項の24第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び附則第13項の24において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び附則第13項の24において「特別徴収対象税額」という。）並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び附則第13項の24において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においては、その者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においては、その者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端

改正後	改正前
	数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてははその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてははその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてははその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてははその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当す

改正後	改正前
る税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。 13の23 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、	

改正後	改正前
「附則第13項の222各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 13の24 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（附則第13項の222の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるとときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除	

改正後	改正前
額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5の2第1項の規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。 13の25 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第13項の24各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 13の26 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、附則第13項の22から前項までの規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 13の27 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の3、第26条の5から第26条の8まで、附則第13項、附則第13項の10、附則第13項の12及び附則第13項の17の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

改正後	改正前
14 略 14の2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第13項の7、附則第13項の10及び附則第13項の12の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 14の3 前項の規定の適用がある場合における第26条の8第1項、附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、第26条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14項の2」と、附則第13項の18中「附則第13項の12及び」とあるのは「附則第13項の12、附則第14項の2及び」とあるのは「附則第13項の12、附則第14項の2及び」とする。 15～18 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 19～20 略 21 附則第19項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは	14 略 14の2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の3まで、第26条の5から第26条の7まで、附則第13項の4、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 14の3 前項の規定の適用がある場合における第26条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第14項の2」とする。 15～18 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 19～20 略 21 附則第19項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは

改正後	改正前
るのは「所得割の額並びに附則第 1 9 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 2 1 の 2 ～ 2 1 の 6 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 2 2 ～ 2 4 の 2 略 2 4 の 3 附則第 2 2 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 6 条の 5 から第 2 6 条の 7 まで、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0 の規定の適用については、第 2 6 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項前段、第 2 6 条の 7、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額」とする。	は「所得割の額並びに附則第 1 9 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 2 1 の 2 ～ 2 1 の 6 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 2 2 ～ 2 4 の 2 略 2 4 の 3 附則第 2 2 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 6 条の 5 から第 2 6 条の 7 まで、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7 の規定の適用については、第 2 6 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項前段、第 2 6 条の 7、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 2 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略

改正後	改正前
25から27まで 削除 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 28・29 略 30 附則第28項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 31・32 略 33 附則第31項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額」と、第2	25から27まで 削除 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 28・29 略 30 附則第28項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 31・32 略 33 附則第31項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額」と、第26

改正後	改正前
6条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第31項の規定による市民税の所得割の額」とする。 33の2～34の2 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 35・35の2及び35の3 略 35の4 附則第35項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所	条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 33の2～34の2 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 35・35の2及び35の3 略 35の4 附則第35項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項、附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略

改正後	改正前
得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 5 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3 5 の 5 ～ 3 6 の 9 から 3 6 の 1 1 まで 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 3 6 の 1 2 略 3 6 の 1 3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 6 条の 5 から第 2 6 条の 7 まで、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0の規定の適用については、第 2 6 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項前段、第 2 6 条の 7、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 7 及び附則第 1 3 項の 1 0中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ・ (4) 略 (5) 附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 の規定の適用については、附則第 1 3 項の 1 8 及び附則第 1 3 項の 2 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」とする。 3 6 の 1 4 から 3 6 の 1 7 まで 削除 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 3 6 の 1 8 略 3 6 の 1 9 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略	3 5 の 5 ～ 3 6 の 9 から 3 6 の 1 1 まで 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 3 6 の 1 2 略 3 6 の 1 3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 6 条の 5 から第 2 6 条の 7 まで、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7の規定の適用については、第 2 6 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項前段、第 2 6 条の 7、第 2 6 条の 8 第 1 項、附則第 1 3 項の 4 及び附則第 1 3 項の 7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 6 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 3 6 項の 1 2 の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) ・ (4) 略 3 6 の 1 4 から 3 6 の 1 7 まで 削除 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 3 6 の 1 8 略 3 6 の 1 9 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略

改正後	改正前
(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項第8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」とする。	(2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の18の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略
36の20・36の21 略 36の22 附則第36項の20後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	36の20・36の21 略 36の22 附則第36項の20後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

改正後	改正前
額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36項の20後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 36の23 略 36の24 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額」とする。 36の25・36の26 略 36の27 附則第36項の25後段の規定の適用がある場合に	(3)・(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 36の23 略 36の24 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の23の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 36の25・36の26 略 36の27 附則第36項の25後段の規定の適用がある場合に

改正後	改正前
は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の7及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (5) 附則第13項の18及び附則第13項の27の規定の適用については、附則第13項の18及び附則第13項の27中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 36の28～43 略	は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び附則第13項の7の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項並びに附則第13項の4及び附則第13項の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36項の25後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 36の28～43 略

大村市都市計画法税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
附 則 1 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 略 (宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画法税の特例) 6 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画法税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画法税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画法税に係る前年度分の都市計画法税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画法税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画法税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗	附 則 1 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画法税の特例) 6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画法税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画法税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画法税に係る前年度分の都市計画法税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画法税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画法税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画法税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画法税にあっては、前年度分の都市計画法税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第3

改正後	改正前
じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	49条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以	9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以

改正後	改正前
上0．7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 11 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） 12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法	上0．7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 11 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法

改正後	改正前
第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略	第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略
（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 13 略 （読替規定） 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 13 略 （読替規定） 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

大村市国民健康保険条例の改正概要（第49号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➡	【改正後】
基礎課税額	65万円		65万円
後期高齢者支援金等課税額	22万円		24万円
介護納付金課税額	17万円		17万円
課税限度額	104万円		106万円

2 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

【改正前】

5割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋29万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋53.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）



【改正後】

5割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※ 特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

3 施行期日

令和6年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(課税額) 第11条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。 4 略	(課税額) 第11条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。 4 略
(保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0	(保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0

改正後	改正前
000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略

広域農道の除草作業における樹木の誤伐採について（報告第3号関係）

1 経緯

令和5年9月19日午後2時30分頃、本市都市整備部会計年度任用職員が広域農道多良岳西部線で除草作業を行った際、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の土地に植えてあった6本の樹木（啓翁桜）の枝を誤って伐採した。

2 誤伐採の原因及び処理

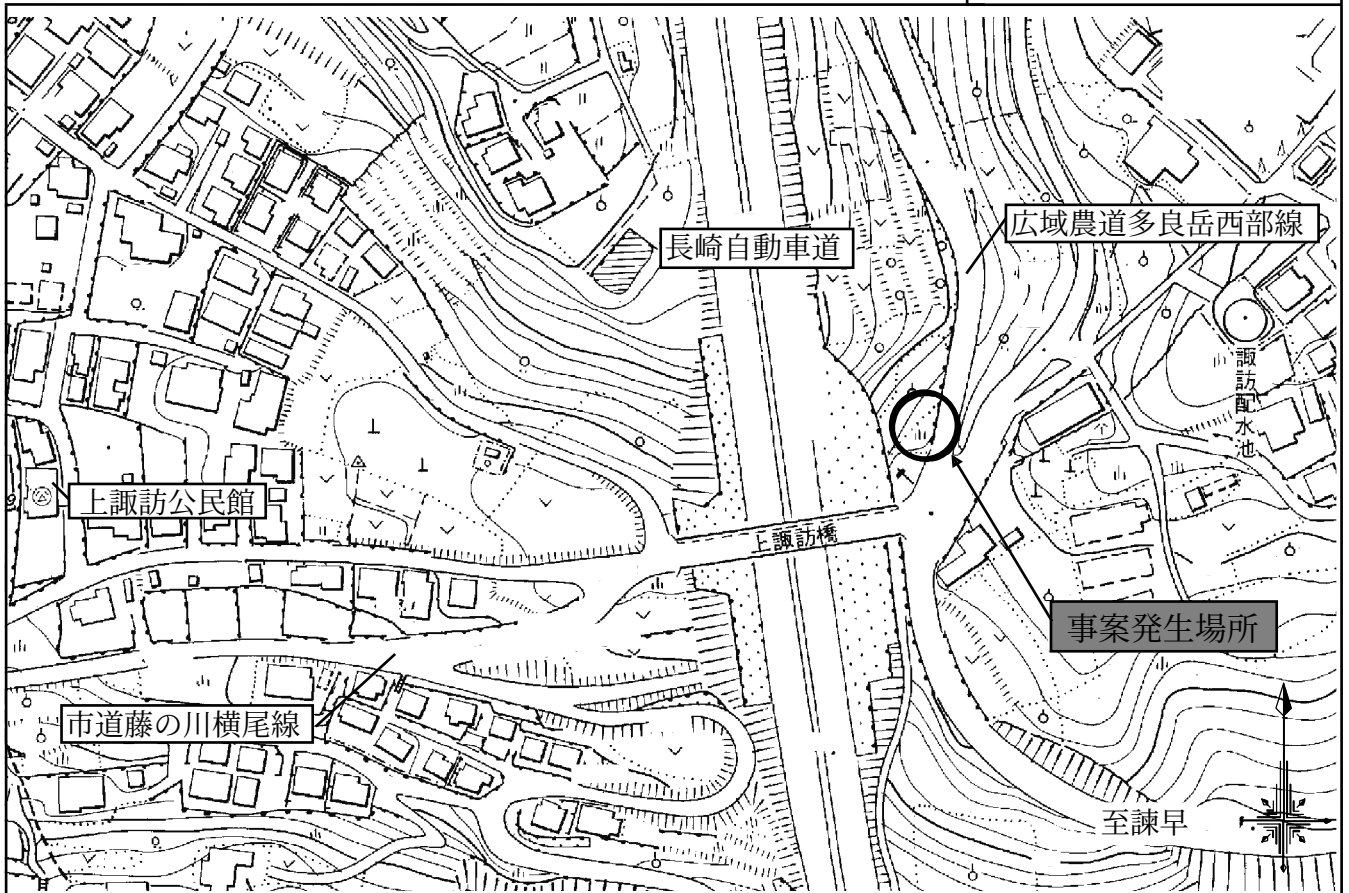
誤伐採の原因は、当該会計年度任用職員が除草作業を行う範囲及び土地の境界の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事案発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

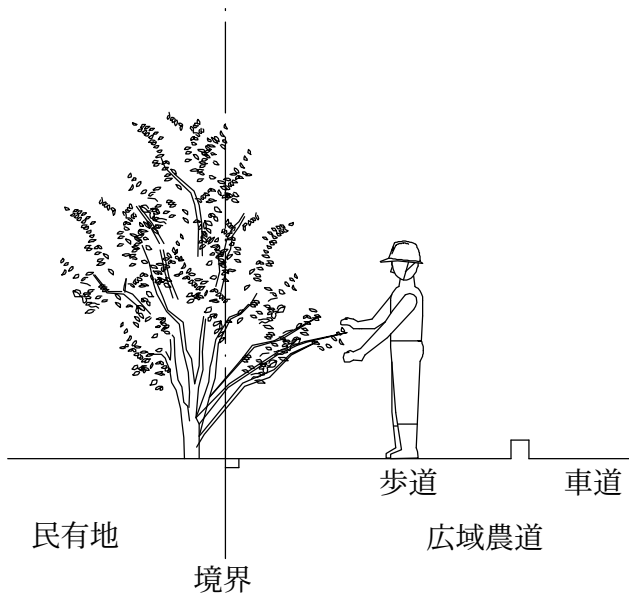
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、事前に除草作業を行う範囲及び土地の境界について十分に確認を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

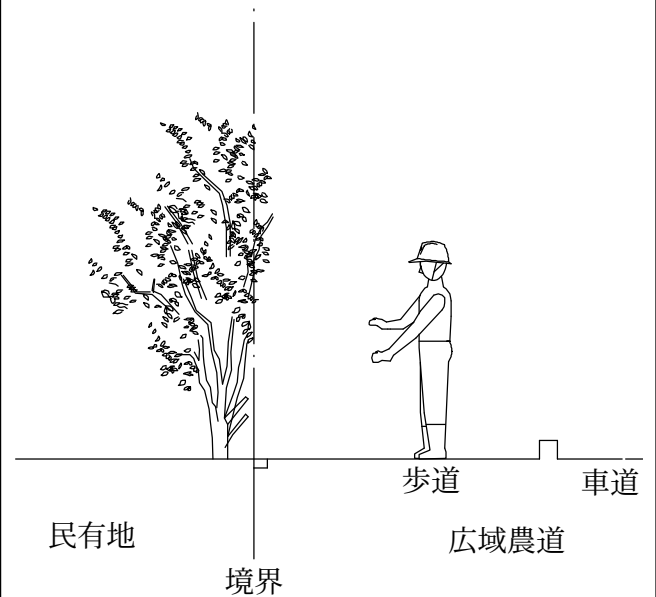
大村市は、相手方に対し、誤伐採した樹木の価格等に相当する額226,248円を損害賠償金として支払う。



詳細図1
※伐採前



詳細図2
※伐採後



大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第４号関係）

1 経緯

令和６年３月８日午後２時頃、大村市環境センターにおいて、本市市民環境部職員が、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車（以下「相手方車」という。）のバックドアから搬入ごみ（布団）を降ろす作業を手伝った際、当該搬入ごみを相手方車の後部座席右側のシートベルトホルダーに接触させ、当該シートベルトホルダーを破損させた。

2 事故の原因及び処理

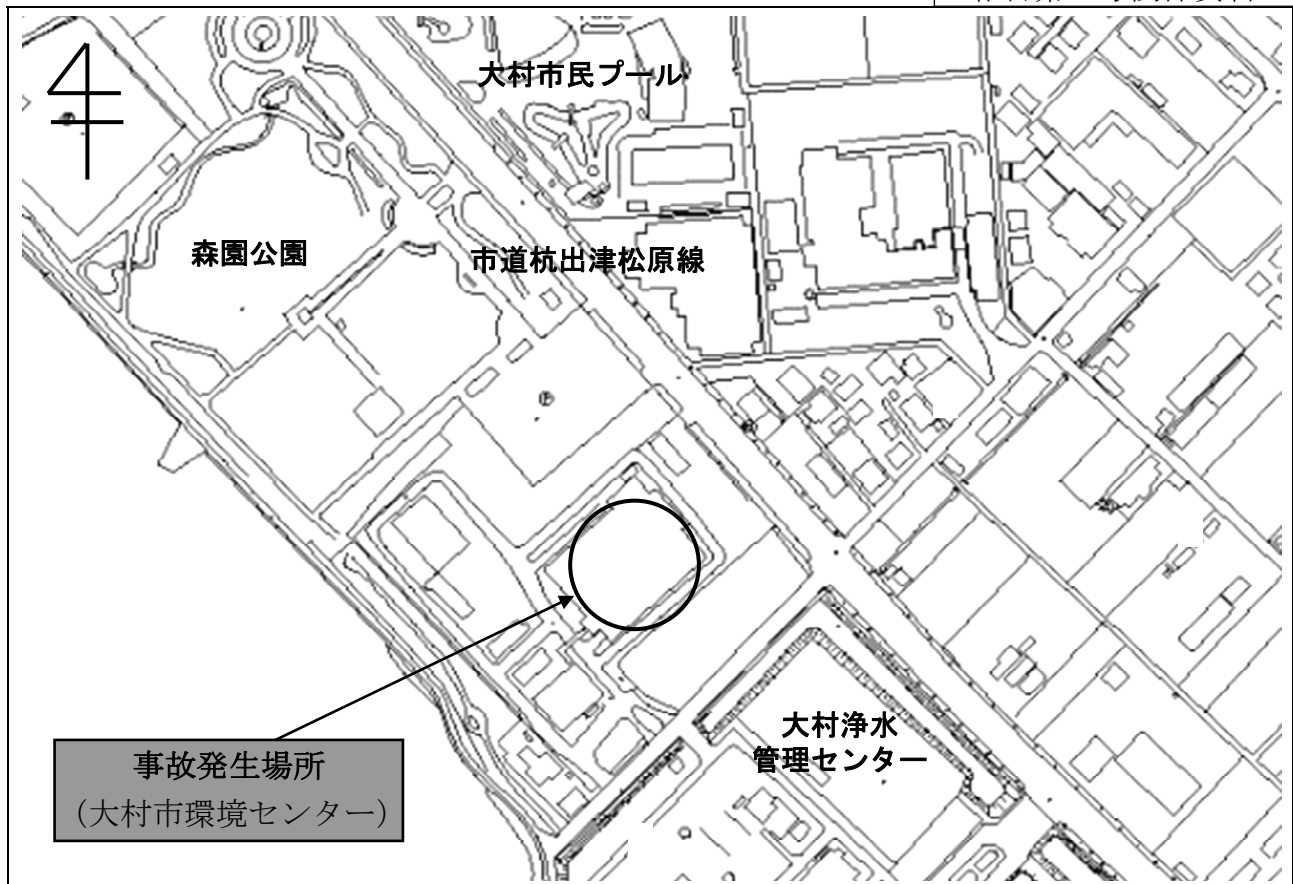
事故の原因は、当該職員が搬入ごみの積込み状況や荷室の状況の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記３のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後は、搬入ごみの積込み状況や荷室の状況について十分に確認を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

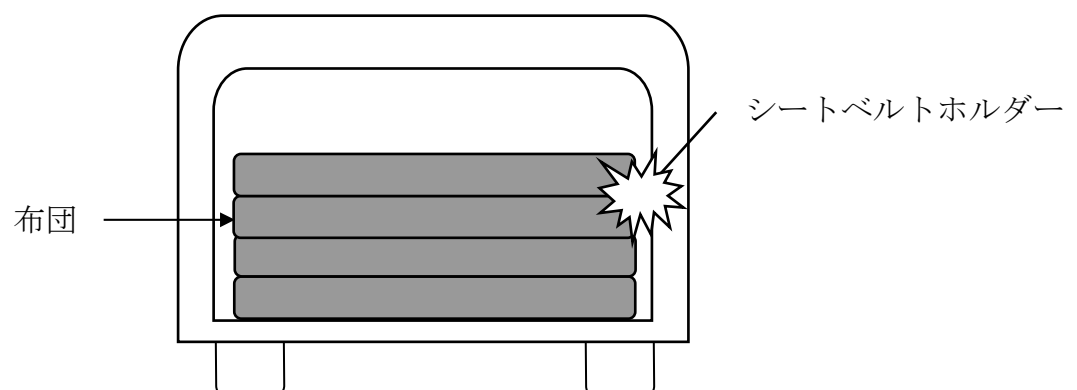
大村市は、相手方に対し、修理費の全額２，３２１円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

相手方車のバックドアから布団を降ろす作業を手伝った際、シートベルトホルダーを破損させた

相手方車（後方）



公用車の物損事故について（報告第5号関係）

1 経緯

令和6年2月8日午前10時頃、本市市民環境部会計年度任用職員が、方向転換のため公用車を後退させた際、●氏（以下「相手方」という。）の自宅敷地内の駐車場に設置されたカーポートの支柱及び雨水排水管に接触させ、当該カーポートの支柱及び雨水排水管を損傷させた。

2 事故の原因及び処理

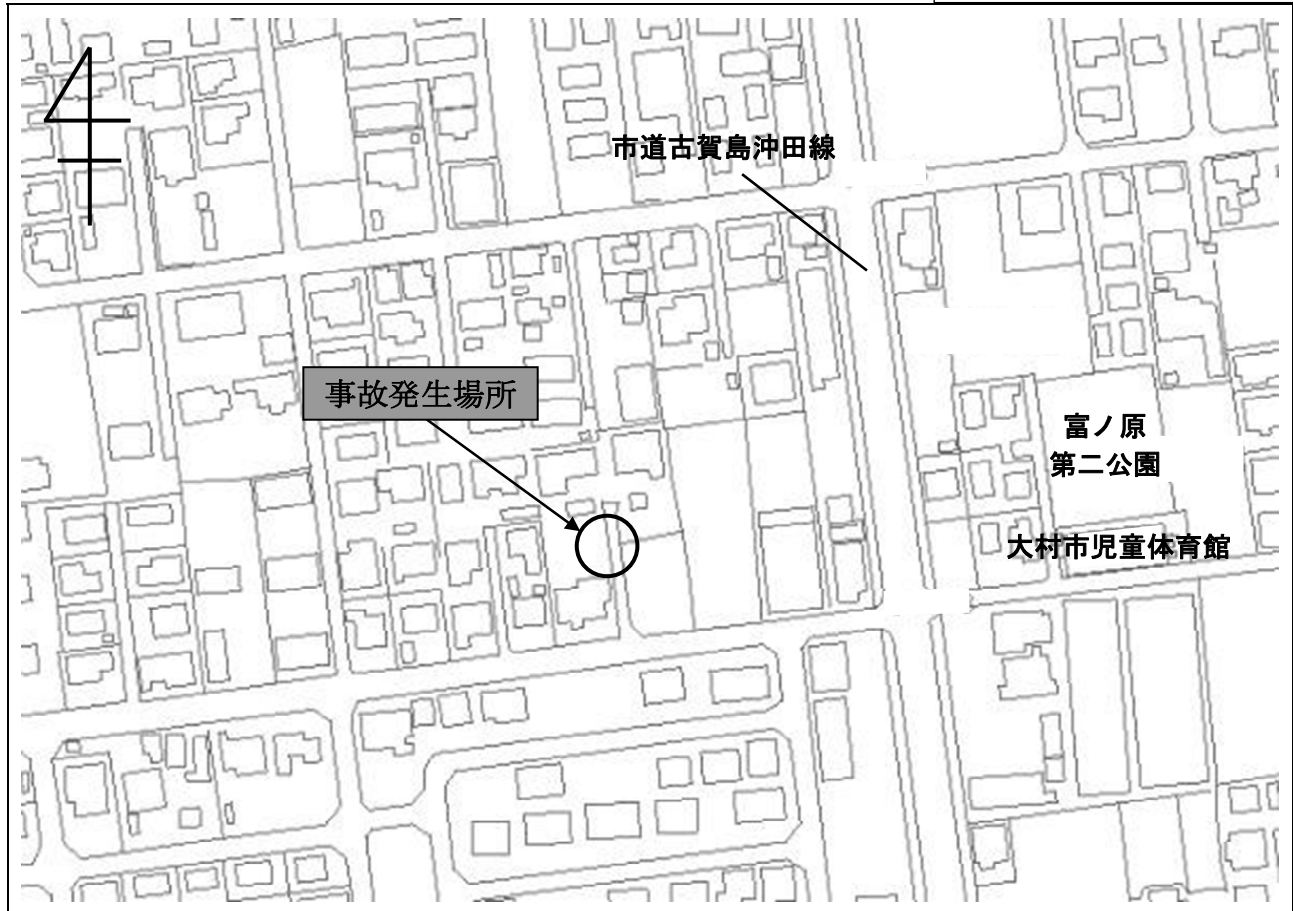
事故の原因は、当該会計年度任用職員が車両の後方の確認を十分に行っていなかったこと及び同乗者による誘導指示が聞こえるよう窓を開ける等の措置を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

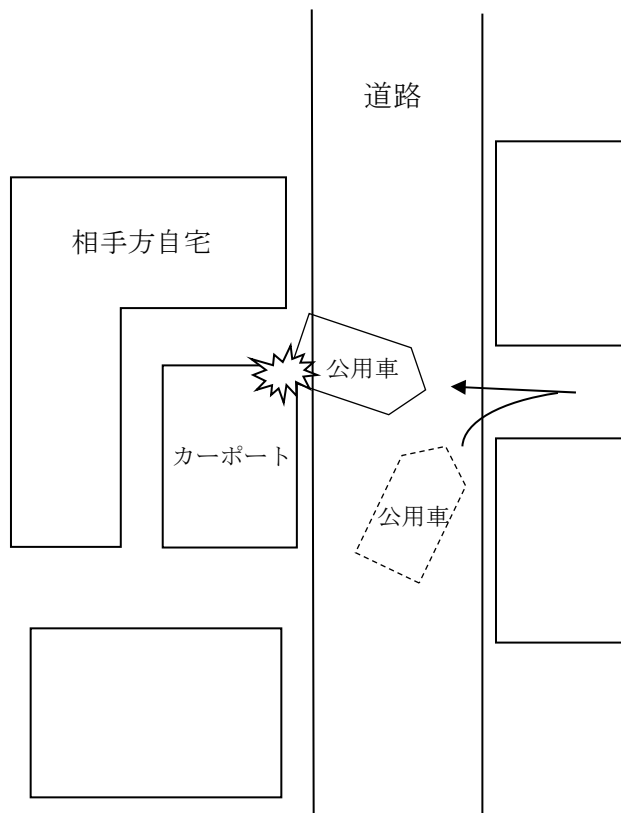
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、車両の後方を十分に確認し、同乗者による誘導指示が聞こえるように必要な措置を講じるよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額293,150円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)

